

# 衆議院総務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月8日（木）、第13回の委員会が開かれました。

## 1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）

- ・武田総務大臣、坂井内閣官房副長官、新谷総務副大臣、古川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）
- ・橘慶一郎君外5名（自民、立民、公明、共産、維新、国民）から提出された附帯決議案について、松尾明弘君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）  
（質疑者） 齋藤洋明君（自民）、國重徹君（公明）、松尾明弘君（立民）、櫻井周君（立民）、本村伸子君（共産）、足立康史君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 齋藤洋明君（自民）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）の一部を改正する法律案

- ア 海外のログイン型SNS及び従来のインターネット掲示板への対応についての総務省の評価
- イ 海外プロバイダへの法的効力及び実効性の担保手段
- ウ 新たな裁判手続として非訟手続を導入した理由
- エ 非訟手続の裁判管轄
- オ 電気通信技術の進展に伴って権利侵害の態様が変化中、現状認識と今後の取組についての大  
臣政務官の見解

### 國重徹君（公明）

プロバイダ責任制限法改正案

- ア 発信者の利益保護のための適正な手続
- イ 事業者による削除等の取組の現状及び運用の透明性の確保についての大  
臣の見解
- ウ 法務省の人権擁護機関による削除要請の現状・課題及び実効性の確保に向けた取組
- エ 適切な任意開示の促進に向けて、プロバイダ責任制限法逐条解説の見直し等に取り組むべきとの  
考えに対する総務省の見解

### 松尾明弘君（立民）

(1) 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」によるログの保存に係る規定

- ア プロバイダ責任制限法における同規定の位置付け及び意義
- イ 同ガイドラインに定められたログの保存期間を現行の6か月から延ばす必要性
- ウ ログの保存期間が短い事業者に対し、一定期間のログの保存を求めるガイドラインの改定を行う  
必要性

(2) 発信者の電話番号の開示

- ア 昨年8月の省令改正により、開示対象として電話番号が追加されてから現在までの開示の状況

- イ 電話番号の開示件数に関して、具体的にどのような状況のものをカウントした件数であるのかについての総務省への確認
  - ウ 開示件数のうち開示請求訴訟の係属中である案件の件数
  - エ 電話番号の開示請求が行われたものの、プロバイダが電話番号を保有しておらず、開示されなかった案件の件数
  - オ 一部の電話会社が弁護士会照会による情報開示に応じない運用をしていることについての総務省の見解
  - カ 昨年 11 月のガイドラインの解説の改定以降の運用状況を把握しているか否かについての総務省への確認
- (3) インターネット上の権利侵害対策における国際協調
- ア 海外在住の個人や海外の事業者等が関与した権利侵害の件数及び割合
  - イ インターネット上の権利侵害への対応についての諸外国との情報交換等の実施の有無
  - ウ インターネット上の権利侵害への対応のための統一的なルールを導入すべきとする議論の有無
- (4) プロバイダ責任制限法改正案により導入される新たな裁判手続（非訟手続）
- ア 新たな裁判手続で想定される標準的なスケジュール感
  - イ 1 回の同手続における発信者に対する意見照会手続の期間及び回数
  - ウ 不服申立てにより同手続に要する期間が伸長することについての総務省の認識
  - エ 同手続の導入による業務負荷に対し裁判所が示した見解
  - オ 被害者の住所地に係る地方裁判所を管轄とすべきとの意見の有無
  - カ 提供命令及び消去禁止命令の要件
    - a 「必要があると認めるとき」の意義及び判断基準
    - b 同命令は、全件において必要性が認められるものと考えてよいのかについての総務省への確認
- (5) 事業者による任意開示の実施傾向に関する分析の実施の有無
- (6) 権利侵害情報に対する地方自治体による自主的な取組の実態を把握した上で、必要な支援等を実施すべきとの考えに対する総務省の見解

#### 櫻井周君（立民）

##### プロバイダ責任制限法改正案

- ア 法改正の意義及び経緯についての大臣の見解
- イ 改正案の条文解釈
  - a 現行法上の開示請求権と新たな裁判手続（非訟手続）との選択の可否
  - b 「侵害関連通信」の具体例
  - c 「特定発信者情報」及び「特定発信者情報以外の発信者情報」の具体例
  - d 第 5 条第 1 項第 3 号イの「発信者情報を保有していない」ことを判断する時点
  - e 第 5 条第 1 項第 3 号ハの「侵害情報の発信者を特定することができない」ことの判断方法及び要件の趣旨
  - f 第 5 条第 1 項第 1 号の「権利が侵害されたことが明らか」の要件の趣旨及び政府における事例集積の必要性
  - g 第 6 条第 2 項の「当該発信者に対し通知することが困難」の想定例
  - h 消去禁止命令に反して発信者情報を消去したプロバイダに対する制裁
- ウ 事業者による削除等の取組に対する政府の期待及び関与
- エ 訴訟費用を損害賠償で賄いきれない実態を法務省で把握しているかの確認
- オ 今後の取組に対する大臣の決意

#### 本村伸子君（共産）

- (1) インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等
  - ア 相談窓口の周知に向けた取組
  - イ 子どもが被害者・加害者にならないための教育についての文部科学省の見解
- (2) インターネット上の人権侵害等に対するプロバイダの対応
  - ア 人権侵害に関する相談が多いプロバイダ及び削除要請に応じないプロバイダの傾向と対策
  - イ 安全なコミュニケーション環境をつくるためのプロバイダの責任の明確化
  - ウ プロバイダを特定できない場合における被害者救済の仕組みを検討すべきとの考えに対する総務省の見解
  - エ 海外のコンテンツ・デリバリー・ネットワークを介した性暴力被害の拡大を防止する仕組みを創設すべきとの考えに対する総務省の見解
  - オ 人権侵害を行った発信者情報のプロバイダにおける任意開示の促進
- (3) 再拡散した性的画像記録の金銭的負担のない救済の仕組みを創設すべきとの考えに対する総務省の見解及び拡散を防ぐための削除制度の創設についての法務省の見解

#### 足立康史君（維新）

- (1) プロバイダ責任制限法改正案
  - ア 改正案による人権侵害・誹謗中傷等の問題の解決に係る効果の確認
  - イ 3月30日に放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）が公開したフジテレビの番組「テラスハウス」に係る見解についての大臣の認識
- (2) 外資規制問題
  - ア 外国為替及び外国貿易法（外為法）の対内直接投資規制の内容
  - イ 外為法の対内直接投資規制の対象となるコア業種として放送事業者が指定されていない理由
  - ウ 放送事業者に対する外国資本の議決権の上限が2割に設定された理由
  - エ 放送事業者の外資規制に係る所管及び追跡・把握状況
  - オ 外為法の対内直接投資規制は議決権に限定しないものであるとの認識についての確認
  - カ 今回の議論を放送法の外資規制見直しの端緒とすることについての大臣の所感

#### 井上一徳君（国民）

- (1) 尖閣諸島に上陸する際の申請窓口の調整状況についての内閣官房副長官への確認
- (2) プロバイダ責任制限法改正案
  - ア EU及び米国におけるインターネット上の誹謗中傷対策
  - イ 現行法における発信者情報開示請求件数
  - ウ 現行法上と法改正後の発信者情報開示までの所要期間
  - エ 発信者情報開示命令の申立てを原告の住所地の簡易裁判所にもできるようにすべきとの意見に対する総務省の見解
  - オ 発信者情報開示命令の申立て等をデジタル化すべきとの意見に対する法務省の見解
  - カ ホテル・ネットカフェ等からのインターネットへの書き込みに対する発信者情報開示への対応
  - キ 被害者の相談体制の充実を図るべきとの意見に対する総務省の見解
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 入国制限措置の現状
  - イ 入国者への検疫体制及び入国後のフォロー体制
  - ウ 都道府県が独自に行う観光関連産業支援施策に対する国の補助制度の内容